

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 25 日

田村市長 白石 高 司

1	番 号	第 8-538 号
2	業 務 名	田村市新病院 婦人科関連機器購入
3	履 行 場 所	船引町船引字屋頭清水地内
4	業 務 概 要	婦人科関連機器一式
5	期 間	着 手 契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日 完 了 令和 8 年 12 月 25 日 (金)
6	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札 (田村市電子入札実施要領(令和2年9月15日告示第133号)に基づく「電子入札」により執行する。)
7	発 注 課	保健福祉部保健課
8	予 定 価 格	事後公表
9	最 低 制 限 価 格	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項及び田村市財務規則(平成17年田村市規則第40号)第120条の規定に基づき最低制限価格を設定する。
10	入札参加資格要件	
	①	令和7・8年度田村市物品購入(修繕)有資格者名簿へ登録していること。
	②	所 在 地 区 分 県内に本店又は営業所(支店)を有する者。
	③	業 務 実 績 実績要件なし。
	④	田村市において指名停止期間中でないこと。(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)
	⑤	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
11	設計図書等の閲覧方法及期間	
	①	閱 覧 方 法 入札情報公開システムによる
	②	閱 覧 期 間 令和 7 年 11 月 25 日 (火) から 令和 7 年 12 月 19 日 (金) までの毎日 (ただし、土、日、祝祭日を除く)午前6時から午後11時まで
12	設計図書等に対する質問	
	①	質 問 方 法 本業務に関する質問は、電子入札システムによる。システムに指定様式(様式第1号)を添付すること。(市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可)
	②	質 問 期 限 令和 7 年 12 月 2 日 (火) 午後4時まで
	③	質 問 書 回 答 日 令和 7 年 12 月 5 日 (金) 午後2時以降
	④	質 問 に 対 す る 回 答 方 法 質問書の回答は、電子入札システムにより回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

13	同等品確認書	
	① 同 等 品 確 認	仕様書指定の物品等以外の同等品で応札する場合は、同等品確認書（様式第4号）を電子入札システムにより提出すること。
	② 同 等 品 確 認 書 提 出 期 限	令 和 7 年 12 月 2 日 （火） 午後4時まで
	③ 市からの同等品確認通知	令 和 7 年 12 月 5 日 （金） 午後2時以降
14	入札参加資格確認申請	
	① 申 請 の 方 法	入札に参加する者は、電子入札システムにより14②の書類を添付のうえ申請すること。期限までに申請がない場合入札に参加できない。
	② 申 請 書 類	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号） (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（その1）
	③ 申 請 期 限	令 和 7 年 12 月 15 日 （月） 午後4時まで
	④ 市からの確認通知	令 和 7 年 12 月 17 日 （水）
15	入札方法及び入札期間	
	① 入 札 方 法	電子入札
	② 入 札 期 間	令 和 7 年 12 月 18 日 （木） 午前8時30分から
		令 和 7 年 12 月 19 日 （金） 午後4時まで
	③ 提 出 書 類	なし ※見積内訳書等の提出を要しない。
16	入 札 保 証 金 免 除	
17	入札（開札）日時	
	① 開 札 日 時	令 和 7 年 12 月 22 日 （月） 午前9時30分
	② 開 札 場 所	電子入札
18	入 札 回 数	入札参加者は、開札時刻から保留通知書がメールで届くまでの間、再入札に備え、電子入札システムを操作できる体制を取っておくこと。
		9 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
19	落 札 者 の 決 定	
20	契 約 保 証 金	
21	入札の無効	
	① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札	
	② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③ その他、入札の条件又は市において特に指定した事項に違反した入札	
22	その他	
	① 入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。	
	② 一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。	
	③ その他この告示に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。	